〈論考編〉

# 敗戦直後の沖縄の取り扱われ方に関する覚書

——進藤榮一『分割された領土　もうひとつの戦後史』を学ぶ——

奥田　尚

はじめに

文学部アジア文化学科は、1966年4月の本学の創設時には、文学部東洋史学科としてスタートした。69年4月に東洋文化学科に改組され、長い年月をへて、98年4月にアジア文化学科に再編された。この間の95年4月には、文学部から心理学科と社会学科が人間学部として、経済学部から経営学科が経営学部として分離独立し、大学は4学部になった。さらに06年4月には人間学部は、心理学科が心理学部に、社会学科が社会学部に再編された。本年07年4月には、文学部が国際教養学部に再編され、アジア文化学科はそのアジア学科になる。ちなみに文学部の英語文化学科は、国際教養学部英語コミュニケーション学科になる。

こうした学科の歴史を述べたのは、この『観光学年報』の誕生に関係するためである。東洋文化学科からアジア文化学科への編成替えにより、2年次以上の学科科目として「アジア社会現地演習」と「アジア社会演習」が設定された。アジア文化学科への再編成の時点では、今では考えられないほど文部省の許認可の権限が強く、その認可を得るためには高額のコンサルタント料を支払って、コンサルタント会社を通じて文部省と折衝する必要があった。しかもコンサルタントとは名ばかりで、まるで文部省の代弁者というよりも、それ以上に高圧的に学科の構想に対して注文をつけてくる始末であった。「アジア社会現地演習」と「アジア社会演習」も、「単なる観光旅行に単位を与えるなんて非常識だ」とまでいわれた。

それでもこの二つの科目は、これこそが学科の再編のキーになる科目だと、この科目を提唱した教員たちが主張し、なんとか承認を取り付けたものだった。それだけに当時この構想を推進した教員たちにとっては、思い入れのある科目であった（このあたりの事情については創刊号の「発刊によせて」を参照していただきたい）。もっとも文部省はこの翌年の99年度からは、許認可はそれぞれの大学の責任で行なうと方針を大転換したから、あの時の思い入れやガンバリは、もはや遠い思い出に過ぎないが。

現地演習と社会演習の実際の開講は、98年4月入学生が2年次になった99年4月からのことである。南出先生と私が受講生と一緒に、沖縄ではじめての現地演習を実施したのは、99年9月1日（水）から8日（水）のことであった。翌年00年6月に『アジア観光学年報』の創刊号が発行された。今年07年には8号を発行することになる。

さて、07年4月から国際教養学部アジア学科として新しい出発をする。これにともない従来の「アジア現地演習」と「アジア社会演習」も再編成された。その結果、沖縄を対象にしていた「アジア現地演習3」・「アジア社会演習3」は、「アジアフィールドワーク4」・「アジア社会演習4」として隔年開講科目となる。07年は文学部学生用に従来の「アジア現地演習3」・「アジア社会演習3」のままで開講される。07年1月の予備登録の段階では、空前の31名という多数の登録者があった。

08年度には新科目として開講されるものの、次の開講はその2年後の10年度になる予定である。次第に沖縄から遠ざかりつつあるような印象があり、その印象から前号には「日米軍

事同盟」ともいうべき、いわゆる「米軍再編成」の問題と沖縄の基地について記した。

やはり「沖縄は遠ざかりつつある」という印象から、今号では進藤榮一氏の『分割された領土　もうひとつの戦後史』(2002年11月・岩波現代文庫）の基礎となり、同著に収載された大変に有名な論文「分割された領土――沖縄、千島、そして安保――」〔原載1979年4月号『世界』〕から、沖縄に関係する部分を抽出し、敗戦直後のアメリカと日本がいかに沖縄を取り扱ったのかを学び、それについてのメモを作成したい。

理解の便宜上、個人的に付加した部分もあり、また本稿作成の動機が、沖縄での現地演習の受講生に教えるために、進藤榮一論文を学ぶためにメモすることにあり、論文の主旨を誤解したり歪曲した部分もあるにちがいない。容易に入手できる非常に優れた書物なので、ぜひとも原著を入手され、熟読くださるようお願いしたい。なお、本稿の小見出しは、拙稿がかってに付したもので原論文とは関係がない。

## 1　日本の固有領土問題に関するアメリカとソ連の政策

〔私が日本史概説などで戦後史を教えるとき、日本が敗戦後の被占領の状態から独立するためには、ソ連を中心とする社会主義陣営をも含めた全面講和か、アメリカを中心とする資本主義陣営だけとの片面講和かの二者択一の途しかなかった。日本を占領していたのはアメリカ軍を核とする国連軍であり、当時世界を覆っていた米ソ対立の冷戦構造の中では、アメリカを中心とする資本主義陣営との片面講和しか選択の余地がなかった、というように教える〕。

進藤榮一は、こうした「選択の余地がない」という説明自体が、保守陣営の外交をアプリオリに正当化してきた「神話」に過ぎないという。アメリカ政府（国務省）が日本の領土問題を検討しはじめたのは1942年末、つまり真珠湾攻撃の1年後、まだ日本が戦線を拡大していた時期のことである。アメリカの領土問題の基本方針は、武力侵略によって獲得された領土は剥奪されるべきだという原則にあったが、日本に固有の領土をどのように定めるかについては繰り返し議論された。そこでは中国が琉球列島の帰属を、ソ連が千島列島の帰属を要求することが予想され、アメリカ軍部はアメリカが琉球と日本の委任統治下にあった南洋諸島を直接統治すべきだと主張していた。

1945年2月、ドイツの敗北が決定的になった情勢を受けて、黒海の北岸のクリミア半島ヤルタで開かれた米ルーズヴェルト、英チャーチル、蘇スターリンによる会談は、ドイツの管理・国際連合の召集などを協議した。この会議の秘密協定として、ソ連がドイツ降伏後3か月以内に対日参戦をする条件で、南樺太と千島列島をソ連に引き渡すことが決められた。ただし、この秘密協定の以前は、アメリカ国務省内では、エトロフ以南の南千島は日本の固有領土としていたが、秘密協定では南千島を含めて千島列島をソ連に引き渡すと決めた。

45年8月以前の戦争状態下で、アメリカ軍は伊豆諸島を除く、南鳥島や小笠原群島などについて、アメリカの主権下におくことを主張していたが、国務省はアメリカを施政権者とする国連信託統治下に置く方針を堅持した。

琉球に関してもアメリカ軍は、沖縄本島を含めて北緯30度以南をアメリカの主権下に置き、沖縄本島を中心に恒久米軍基地を作るべきだと主張した。これに対しても国務省は、恒久基地を作ることは中国とソ連の強硬な反対と国際的な緊張を高めるとして反対した。国務省はこの段階では国際協調主義の立場をとっていたのである。

46年10月に国務省は対日戦後処理の一環として講和条約の草案の作成をはじめた。日本の

固有領土については、ヤルタ秘密協定以前の本来の方針に戻り、クナシリ・エトロフ・シコタン・ハボマイの南千島を日本の領土とした。アメリカ政府はこの草案をもとに、ワシントンに置かれた形式上の対日政策の最高決定機関である、極東委員会の構成国11か国からなる会議の開催を呼びかけた。ソ連はことあるごとにヤルタ秘密協定の遵守（全千島と南樺太の引き渡し）を求め、非公式ではあれアメリカ政府の承認を得ていたものの、アメリカ政府は領土問題の法的確定は、最終的には対日講和条約の締結によるとの立場もソ連に示していた。そうしたこともありソ連は、11か国会議の形式では拒否権がなく、アメリカ政府の思いのままになることを恐れて、会議の開催に賛成しなかった。

ソ連が対日講和に求めていたものは、ソ連の安全保障を確保できる講和であった。ソ連を成立させた1917年のロシア革命後、ソ連は日・英・仏・米の国際的な軍事干渉を受けた。とりわけ日本が1918（大正7）年から22年にかけて、総計7万を越す大軍をシベリアに送って、シベリア一帯を軍事制圧したことは、強烈な印象となってソ連支配者層の記憶に残っていた。日本がふたたびソ連の脅威になるような存在でなくすること、また日本に対して軍事的に圧倒できる軍備を日本周辺に展開することが、ソ連にとっては講和のための重要な課題であった。同時に現実的な脅威としてはアメリカによるソ連の封じ込め政策があり、それへの対応を含めての課題であったが、一方ではかつての日本の委任統治領であった南洋諸島に対するアメリカの政策には妥協的に対応することで、ソ連のアジア政策には対米協調の余地があることをアピールしてもいた。もっとも、このソ連の対米協調の根底には、ソ連が最終兵器である原爆を所有せず、アメリカの原爆への恐怖がソ連にあったためである可能性もある。（ソ連が原爆の所有を公表したのは49年9月のことであり、同年の10月1日に中華人民共和国の成立が正式に宣言されたこととあいまって、ソ連の対アジア政策、対アメリカ政策は大きく条件が変化した）。

## 2　アメリカ政府の対日政策の転換

47年に話を戻すと、進藤榮一は、47年8月初旬の段階では、アメリカ政府には対日講和政策に対し、少なくとも2つの選択肢があったという。ひとつはソ連と協調しながら社会主義陣営を含めた形で全面講和を選択すること、もうひとつはソ連との対決を軸として社会主義陣営を抜きにして片面講和を選択する途であった。アメリカ国務省内部には、同省極東局を中心に全面講和を支持する人びとが存在したが、マーシャル国務長官らはその意見を支持しなかった。ソ連の脅威を強調し、ソ連封じ込め政策を提唱する同省政策企画部長ジョージ・F・ケナンの見解が採用され、片面講和への途が選択された。アメリカの対日政策は、国務省極東局の全面講和・日本の非武装体制化から、ケナンら政策企画部の片面講和・日本の武装体制化へと切り換えられたという。

47年9月には国務省の機構改革が行なわれ、対ソ協調を直接・間接に主張する人びとが後退し、対ソ対決派がいちじるしく台頭した。ケナンら政策企画部の構想を支える官僚機構ができあがった。

ケナンら政策企画部は対日講和と対日政策の根本原則を作りかえるが、彼らはその3か月前にヨーロッパにおける対ソ強硬策の根幹をなすマーシャル・プランの策定を終えたばかりであり、マーシャル・プランの延長線上に対日政策を位置づけた。日本の固有領土の問題も、対ソ戦略の観点からとらえなおし、共産主義封じ込め政策の一環として位置づけられた。もちろ

ん領土問題などの外交路線の転換が行なわれただけではなく、民主化などを柱とした内政に関する政策も同時に反共産主義を軸とするように変更された。

沖縄本島は対ソ戦略上の重要拠点として、アメリカの管理下に置かれなければならないとされた。沖縄本島を含む南琉球だけでなく、南琉球に比べれば対ソ戦略的な重要性が薄い北琉球も、アメリカの管理下に置くこととした。北琉球のアメリカ管理の目的は、もしソ連が南千島を日本に返還し、そのことから日本国内にソ連支持勢力が生まれそうになったときには、アメリカは北琉球を返還することで、ソ連支持の動きを止めようとする点にあった。さらに北琉球をアメリカ単独でも日本に返還すれば、日本の人びとからアメリカに対する友好的な心理効果を引き出すことが期待できる利点もあった。

ケナンら政策企画部は、ソ連の対日戦略は日本国内の共産主義者を利用して、革命を準備し、権力を掌握させるという方向で国内暴動を起こさせ、それに対応する形でソ連が軍事展開をするだろうと想定した。こうしたソ連による日本の共産主義化への対決のためには、日本に警察軍と沿岸警備隊と保安軍を創設する必要があるとした。警察軍・沿岸警備隊・保安軍は、アメリカの軍事的決定に従うものでなければならないのは当然であり、したがってアメリカ軍に対して軍事基地を日本が提供する必要がある。こうした軍事構想を現実のものとする「日米二国間条約」が、講和条約と同時に調印・批准されねばならない。以上の政策企画部の立案は、警察予備隊（自衛隊の前身）の創設と日米安保条約として、現実のものとなったのである。

ケナンらが登場するまでの国務省極東局の対日方針は、GHQ（連合国軍総司令部）の民政局（GS）が担当した諸改革と一致していた。この路線上に天皇のシンボル化、軍部の解体、財閥の解体、土地改革、教育改革、女性の権利保障など、広汎な民主化のプログラムが展開し、日本の非武装化が進められた。その路線が切り換えられたのである。

ケナンら政策企画部は、従来の日本の民主化は政治的安定を危うくするものであり、日本の政治は日米間の軍事的・政治的・経済的提携を強く主張する親米派の手にゆだねられるべきであるとした。親米派の主導による政治体制の樹立と、その下での日本資本主義の復活と日本の再武装化により、日本をアジアの工場に変えるべきであるとしていた。

ただし、ソ連封じ込め政策の立案や、共産主義の脅威を強調するケナンを、アメリカ軍部と同一視することはできないとも進藤榮一はいう。ケナンはソ連の軍事的脅威と、共産主義の拡張という政治的脅威を区分し、軍事的脅威に第一次的な意味を認めていないという。政治的脅威を最重視するケナンだからこそ、沖縄の恒久基地化と抱き合わせに、日本の中立化構想をマーシャル国務長官に進言したという。もちろんケナンは、共産主義の政治的脅威は軍よりも強く感じていたし、ソ連が戦争のリスクを犯すと考えられた場合には、軍と一体になって軍事的脅威に対応する立場であったともいう。

### 3　日本政府の講和構想と領土問題への対応

47年3月に日本の領土問題に関する国務省の原案による講和条約の第一次草案を持った、国務省日本課長代理ヒュー・ボートンが来日し、マッカーサーはアメリカ政府の意向に沿って早期の講和を支持した。これを受けて日本の外務省は講和条約各省連絡幹事会を設け、これとは別に外相の下に国際委員会を設置した。国際委員会の審議室を中心に、独自の講和条約の草案準備を進めた。

進藤榮一は、同草案はGHQと国務省極東局の意向に合わせて大枠を定め、非武装化と国連による安全保障を根底にすえたとする。ただし、領土問題については、GHQや極東局とは異なり、千島についてはできればその全域の返還を、それが無理でもエトロフ以南の返還とそれより北の千島列島の国連信託統治を、沖縄と小笠原などについては返還を、最悪の場合でも国連信託統治を主張していた。失われた領土の回復は、戦争に敗北した国民にとって、民族的誇りを回復する最も手近な目標たりえた。

しかしこの領土に関する草案は、GHQを刺激した。GHQは非武装化した日本を守る最小限の条件として、沖縄の恒久基地化を構想していたからである。それは西太平洋の防衛ラインをユーラシア大陸の沖合い地帯まで拡大していたアメリカ軍部・統合参謀本部の意向とも合致していた。マッカーサーらGHQは、沖縄の恒久軍事基地化を確実なものとするために、日本政府に沖縄の放棄を働きかけた。1947年5月に成立した片山哲内閣は社会党内閣ではあるが、民主党との連立内閣であり、一部に共産主義容認派を含むとはいえ、中道右派的な色彩が強かったこともあり、GHQはこの内閣に沖縄放棄を働きかけた。

次いで成立した民主党の芦田均内閣は、芦田が草案作成時の責任者ともいうべき外相（片山内閣）であったこともあり、芦田内閣ならびにその外務省はGHQの意向に従う方向性を示した。すなわち領土返還問題から沖縄を実質的にはずし、国連による日本の安全保障からアメリカによる安全保障へ徐々に切り換えた。芦田らの方針転換はアメリカに伝えられたが、それでもなおアメリカ軍部にとっては満足のいくものではなかった。アメリカ軍部の本心は、単に沖縄の軍事基地を借用することではなく、沖縄を恒久的基地としてアメリカの支配下に置くことにあり、さらには日本本土にも基地を置き、ソ連の軍事的脅威がなくなるまで日本を長期に占領することであった。

### 4　昭和天皇の沖縄恒久基地化への関与

芦田らよりもアメリカの意向と合致する方向性を持っていたのが、昭和天皇の意向であると進藤榮一は指摘する。

昭和天皇は47年5月6日、マッカーサーのもとに3度目の訪問をし、対日講和が成立しアメリカ軍が撤退した場合、誰が日本を守るのかと質問したという〔私注：進藤論文の出典の注には「***New York Times*, May 7, 9, 10, Eichelberger Papers**」とある〕。この問題に関連して天皇の沖縄に対する意向は、9月19日宮内庁御用掛の寺崎英成（ひでなり）からGHQ外交顧問ウィリアム・シーボルトに伝えられた。シーボルトはそれをメモランダムつまり「覚書」とし、9月20日マッカーサーへ、9月22日国務長官マーシャルに伝えた。進藤榮一はその内容を次のように記す（同書66頁）〔私注：進藤論文の出展の注に「**Sebald to MacArthur, Sep. 20, 1947, Sebald to Marshall, Sep. 22, 1947, RG 84, National Archives.**」とある。米国国立公文書館（RG 84）〕。

> 寺崎が述べるに天皇は、アメリカが沖縄を始め琉球の他の諸島を軍事占領し続けることを希望している。天皇の意見によるとその占領は、アメリカの利益になるし、日本を守ることにもなる。天皇が思うにそうした政策は、日本国民が、ロシアの脅威を恐れているばかりでなく、左右両翼の集団が台頭しロシアが“事件”を惹起し、それを口実に日本内政に干渉してくる事態をも恐れているがゆえに、国民の広範な承認をかちうることができるだろう。

天皇がさらに思うに、アメリカによる沖縄（と要請があり次第他の諸島嶼）の軍事占領は、日本に主権を残存〔私注：リテインドのルビあり〕させた形で、長期〔ロング・タームのルビ〕の――二十五年から五十年ないしそれ以上の――貸与〔リースのルビ〕をするという擬制〔フィクションのルビ〕の上になされるべきである。天皇によればこの占領方式は、アメリカが琉球列島に恒久的意図を持たないことを日本国民に納得させることになるだろうし、それによって他の諸国、特にソヴィエト・ロシアと中国が同様の権利を要求するのを差し止めることになるだろう。

寺崎英成はさらに、天皇の意見とは区別された個人の見解として、日米間の軍事協力と対日講和の関係を次のように付加したと進藤榮一はいう（同書 67 頁）。

そのための手続に関し寺崎は、（琉球列島の沖縄を始めとする島々の）“軍事基地権”の獲得が、連合国の対日講和条約の一部としてではなく、アメリカと日本との間の二国間条約によってなされるべきだと考えている。寺崎によれば前者の方法は、強制された講和の色彩をいちじるしく濃くし、〔アメリカに対する〕日本国民の同情的理解を危うくする恐れがあるからである。

国務長官マーシャルはシーボルトから受け取った覚書をケナンに回送した。ケナンは当時作成中の対日講和構想の付属文書の沖縄に関する特別勧告書に、覚書にある天皇からのメッセージの重要性を次のように強調した（同書 69 頁）〔私注：進藤論文の出典の注に「**PPS 10/1, Oct. 15, 1947, National Archives.**」とある。米国務省政策企画部（PPS）〕。

政策企画部は、南琉球をアメリカが統治する原則を承認する。・・・・・・政策企画部は注目しているのは、日本国天皇が、アメリカは、沖縄を始め〔アメリカ側の〕要請する他の島嶼を、日本に主権を残存させた形で長期――二十五年から五十年ないしそれ以上の――にわたって軍事占領し続けるべきだという示唆を伝達してきていることである。政策企画部は、この方式を戦略的信託統治の代案として十分に検討すべきものと考える。

シーボルトが「天皇からのメッセージ」を寺崎英成から受け取る少し前、ケナンら政策企画部が対ソ強硬路線により対日講和案を検討しはじめてから間もない 47 年 8 月末、ソ連は朝鮮半島での統一選挙を実施しようとするアメリカの提案に、最終的な拒否の回答を行なった。それはソ連の指導部から対米協調路線が消えたことを意味した。48 年夏から秋にかけて、政策企画部の対日政策に関する勧告は、軍・大統領・国務省首脳の同意をえた。日本の領土と対日講和をめぐる政策は、大要この時点までの討議と勧告に沿って進められることになった。

進藤榮一は政策企画部長ケナンの後年の回想録から、ケナン自身が行なった対ソ強硬路線に基づく片面講和への転換と、1950 年 6 月 25 日にはじまる朝鮮戦争との内的関連についてのケナンの回想を次のように紹介する（同書 71 頁）〔私注：進藤論文の出典の注に「**G. F. Kennan, The Memoirs, Vol. 1, p. 305**（『ジョージ・F・ケナン回想録』上、読売新聞社、一九七三年、清水俊雄訳、三七〇頁）」とある〕。

・・・・・当時のワシントン政府筋は、・・・・・・ワシントンの行動と政策がソヴィエトの振舞いに与えるかもしれない影響について鈍感で、理解できない様子であった。条約締結後も日本にアメリカ軍の無期限駐留を行なうことを含めて、われわれが日本との間に単独〔片面〕講和条約の締結を一方的に進めようと決意したことを、他方では、ソヴィエトが朝鮮で内乱を起こそうと決意したこととの間に関連があったことを、ワシントンでは私を除いてだれひとり気づいたものはいなかったようである。

日本の講和、したがって沖縄の取り扱いの方向性は、単独に存在したのではなく、国際的な動向の中で、しかも国際情勢を動かす契機の一つとして形成されたことになる。

メモのおわりに

進藤榮一は同書の「あとがき」に次のように記す（同書 333/335 頁）。

「歴史とは未発の可能性をさぐることにある」――そのテーゼに従うなら本書は、私たちの戦後の歴史にひそむ未発の可能性をさぐり、それを明らかにすることにある。（中略）。

いくつもの選択肢があったのになぜ私たちは、ひとつひとつの段階である選択肢を選びとって他の選択肢を捨ててきたのか。いったい私たちが手にできた「もうひとつの戦後」とは何であったのか。いや、封印が解かれ続ける数々の歴史文書がいま明らかにし始めた戦後史の実相とは、何であるのか。

たどられなかった歴史の過去と封印され続けた歴史の現実との二重の実相を明らかにすることによって、私たちもまた本書で、戦後史にひそむ「未発の可能性」をさぐり出していきたいと思う。その二重の実相を明らかにするという意味で、本書は「もうひとつの戦後」の物語だ。

以上の引用により本書が明らかにしようとした問題は明瞭である。その問題がなぜ提起されねばならないのかは、「序章　二つの『戦後』をめぐる断章」に明記されている。

第一には、戦争責任は「文明と人道」への責任であるべきものが、なぜ戦争に負けたのかという敗戦原因論に戦争責任論の本質を移し変えた、この国の歴史意識の脆弱さ、日本文化の皮相さを問い直す必要がある。第二に、第一の点は、政治に結果責任を問うことがない私たちの政治観と民主主義の未熟さにつながる。政治の主人公は私たち市民であって、為政者は公僕であり、そのなした違法行為は、国民の「信託」に背く行為として、行為自体によって裁かれねばならないのに、安易にそれを許容してしまう。こうした未熟な政治倫理の由来を問い直さねばならない。第三には、「経済超大国」に成り上がる過程で戦前と戦後を連続させ、天皇や政治軍事の指導者に平和希求者の側面を見いだして賛美し、問われるべき「平和」の内実、「だれのためのどんな平和」かを問わない姿勢が強まっている。決して連続しているのではない戦前と戦後の関係を、具体的に問い直す必要がある。

この３つの課題を通して見えてくるのは、現在に至る戦後が決して唯一無二のものではなく、それは選び取られた結果であったということである。その過程で踏みにじられた多数の可能性を徹底して認識することにより、次の歩みを変えていく契機とする必要がある。

声高に「軍事力保持」の必要性を叫び、そのために憲法を変えるという首相を登場させてしまった現在、本書を理解する必要性はますます増している。誰のための軍事力か、誰のための憲法か、誤った途を選択したのであれば、もう一つの現在を実現させるための努力が必要とされているにちがいない。